

(別添1)

【芦屋町】
端末整備・更新計画

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
① 児童生徒数	990	947	918	919	882
② 予備機を含む 整備上限台数	1,138	1,089	1,055	1,056	1,014
③ 整備台数 (予備機除く)	326	664	0	0	0
④ ③のうち 基金事業によるもの	326	664	0	0	0
⑤ 累積更新率	32.9	100	100	100	100
⑥ 予備機整備台数	24	50			
⑦ ⑥のうち 基金事業によるもの	24	50			
⑧ 予備機整備率	6.8	7.5			

※①～⑧は未到来年度等にあつては推定値を記入する

(端末の整備・更新計画の考え方)

令和元年8月にリースで整備した中学校で使用している端末387台については、リースが終了する令和6年8月に更新(台数:350台)を行います。

令和3年3月に購入で整備した小学校で使用している端末727台については、令和7年10月にWindows10のサポート終了となるため、令和7年8月を目途に更新(台数:714台)を行います。

(更新対象端末のリユース、リサイクル、処分について)

○対象台数:1,114台

○処分方法

- ・使用済端末を公共施設や福祉施設など地域で再利用 :
- ・小型家電リサイクル法の認定事業者にて再使用・再資源化を委託 : 727台
- ・資源有効利用促進法の製造事業者にて再使用・再資源化を委託 :
- ・その他(リース事業者にて回収、処分) : 387台

○端末データの消去方法

- ・自治体職員が行う

○スケジュール（予定）

・リースで整備した端末

令和6年8月	新たにリースした端末の使用開始
令和6年9月～10月	リースが終了した端末のデータ消去
令和6年10月	リース事業者にて回収

・購入で整備した端末

令和7年8月	端末処分方法検討
令和7年9月	新たに整備した端末の使用開始
令和8年5月	処分事業者選定
令和8年8月	使用済み端末の事業者への引き渡し

○その他

令和2年度購入で整備した端末については、小型家電リサイクル法の認定事業者に再使用・再資源化を委託での処分を予定していますが、令和7年度に自治体内での活用などの検討を行います。